

京都市告示第653号

京都市自転車等放置防止条例施行規則第3条の規定に基づき、自転車等を返還する日及び時間を次のとおり告示します。

平成30年3月28日

京都市長 門川 大作

1 自転車を返還する日

撤去した日の翌日から4週間。ただし、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。

2 原動機付自転車を返還する日

撤去した日の翌日から6箇月。ただし、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。

3 自転車等を返還する時間

保 管 所	位 置	返還する時間
国際会館駅保管所	京都市左京区岩倉大鷲町550番地	午後2時00分から 午後9時まで
三条千本保管所	京都市中京区壬生天池町5番地の2	
吉祥院保管所	京都市南区吉祥院仁木ノ森町10番地	
くいな橋保管所	京都市伏見区竹田中島町20番地の1	午後2時00分から 午後6時まで
石田保管所	京都市伏見区石田森東町46番地	

4 施行日

平成30年4月1日

(建設局自転車政策推進室)